

平成25年10月31日

## (株)津松菱 一般事業主行動計画（第3回）

1. 方針：当社は仕事と家庭の両立支援の充実を図ってきたが、次世代育成支援対策推進法に基づき、さらに従業員が仕事と家庭を両立し、全従業員が働きやすい環境を整備することにより、持てる能力を最大限に発揮し自己実現できるよう、また優秀な従業員の定着や人材の確保のため次のように行動計画を策定する。

2. 計画期間 平成25年11月1日～平成28年10月31日 3年間

3. 取組内容

### 目標1 育児および介護関連の諸制度の拡充と取得の推進

#### ① 育児休職規定の改定

現行の規定を3歳を超えた3月末日までに延長する。

協定にて制限されている対象者の条件を緩和する。

<対策>

25年11月から 情報収集・制度内容検討・制度設計を実施

28年4月まで 制度および規定改定

#### ② 育児勤務規定の改定

現行の規定を小学校3年を終了するまでに延長する。

協定にて制限されている対象者の条件を緩和する。

<対策>

25年11月から 情報収集・制度内容検討・制度設計を実施

28年4月まで 制度および規定改定

#### ③ 介護休職規定の改定

介護休職期間を現行の通算124日間から1年間（365日間）に延長する。

協定にて制限されている対象者の条件を緩和する。

<対策>

25年11月から 情報収集・制度内容検討・制度設計を実施

28年4月まで 制度および規定改定

#### ④ 介護勤務規定の改定

介護勤務期間を現行の通算124日間から1年間（365日間）に延長する。

協定にて制限されている対象者の条件を緩和する。

<対策>

25年11月から 情報収集・制度内容検討・制度設計を実施

28年4月まで 制度および規定改定

⑤計画期間内に従業員の育児休業等の取得状況を次の水準以上にする。

男性・・・計画期間内に取得者者を実現すること

女性・・・取得率を80%以上とすること

<対策>

25年11月から 情報収集・制度内容検討・制度設計を実施

28年 4月まで 制度および規定改定

## 目標2 両立支援制度の社内への周知徹底

①自社における両立支援制度をまとめたマニュアルを改定し、全従業員へ配布する。

<対策>

25年11月から 改定マニュアルを配布

②ワークライフバランス研修を継続実施する

<対策>

25年11月から 採用時研修時等に実施

## 目標3 管理職層の意識啓発

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供及び研修の継続実施

<対策>

25年11月から 半年に一度の研修・セミナーを実施。随時、資料を配布

## 目標4 年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間付与日数の70%以上の消化を目指す。

<対策>

25年11月から 年次有給休暇取得の現状を把握し、取得計画を策定

25年11月から 社内報・社内メールなどで啓発・キャンペーンを実施

## 目標5 所定外労働の削減

現在実施している週2日のノー残業デーの継続と意識啓発などによる所定外労働の削減

<対策>

25年11月から 管理・監督職への啓発

## 目標6 若年者に対するインターシップ等の就業体験機会の提供

大学生・高校生のインターシップの継続

中学生の職場体験学習及び特別支援学校の職場体験学習の拡充

<対策>

26年4月から 継続的に受入れる

以上